

## 船舶事故調査報告書

平成30年4月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	サーファー死亡
発生日時	平成29年8月5日 14時35分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市観音埼北東方沖 観音埼灯台から真方位016°500m付近 (概位 北緯35°15.6′ 東経139°44.8′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>シレーナ</sup> Sirena IIは、漂流中、サーファーがパドリングして右舷機の推進器周辺に接近した際、リーシュコードが推進器に巻き込まれるなどして水没し、サーファーが死亡した。
事故調査の経過	平成29年10月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート Sirena II、5トン未満 235-49815 神奈川、湘南サニーサイドマリーナ株式会社 9.19m (Lr) × 2.86m × 1.51m、軽合金 ディーゼル機関2基、248kW（合計）、平成23年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 43歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成17年10月25日 免許証交付日 平成27年7月21日 (平成32年10月24日まで有効) サーファー 男性 53歳
死傷者等	死亡 1人（サーファー）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約25℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、サーファー、サーファーの家族2人（以下「同乗者A」及び「同乗者B」という。）及び知人1人（以下「同乗者C」という。）ほか3人を乗せ、平成29年8月5日13時00分ごろ千葉県 <sup>きよなん</sup> 鋸南町の <sup>ほた</sup> 保田漁港での遊泳を終え、定係地である横須賀港第6区のマリーナに向けて出発した。

	<p>サーファーは、帰途、観音崎灯台北東方沖において、予定されていなかったが、‘右舷船尾部に取り付けた長さ約5 mの係船用ロープ’（以下「本件ロープ」という。）でウェイクサーフィン（船舶の引き波を利用するサーフィン）を行うこととし、船長に本件ロープが緊張してから本船の速力を上げるよう伝えた。</p> <p>船長は、本船のフライングブリッジの操縦席に腰を掛けて操船し、両舷機を前進に入れて遊走した。</p> <p>サーファーは、本船の引き波に乗ろうとボード上に立とうとしたものの、立てずに落水しては本船の本件ロープに向かってパドリング（ボード上に腹ばいとなって遊泳する）した。</p> <p>船長は、サーファーがパドリングしてきたので両舷機を前進から中立運転にした。</p> <p>同乗者Aは、サーファーが、パドリングして接近してきた際に視界から消え、その後、同乗者Bと共にリーシュコード（サーフィンボードと足とを結ぶロープ）が付いた状態のサーフィンボードが海面に上がってきたのを見た。</p> <p>船長は、14時35分ごろサーファーが見えなくなったので後部デッキにいた同乗者Bが声を上げたことに気が付き、同乗者Aと共に海中に飛び込んだ。</p> <p>同乗者Aは、サーファーが右舷機の推進器付近のピンに裂けた海水パンツが引っ掛かった状態であり、インナーパンツの紐が臀部に食い込んだ状態にあることを認めた。</p> <p>船長は、サーファーが、両手で本船のスイミングプラットホームにつかまっていたものの、顔が海面上に出せない状況にあり、顔色が悪くなり始めたので同乗者Aと共に後部デッキに引き揚げて人工呼吸を行った。</p> <p>本船は、同乗者Cが本事故の発生を118通報し、海上保安庁から指示を受けて付近の砂浜に着いた。</p> <p>サーファーは、救急車によって病院に搬送され、医師により死亡が確認されて溺水と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>本船は、船内外機を使用しており、スイミングプラットホームから‘右舷機の推進器取付け用ナットの割りピン’（以下「本件割りピン」という。）までの高さが約1.1 mであった。</p> <p>船長は、船内外機を使用した船舶でウェイクサーフィンをしてはいけなかったとを本事故後に思った。</p> <p>同乗者Aは、サーファーが海中で足からリーシュコードを外し、リーシュコードが付いた状態のサーフィンボードが海面に上がってきたものと本事故後に思った。</p> <p>同乗者Aは、本件割りピンにサーファーの海水パンツが絡み込んだ</p>

	<p>ことを本事故後に知った。</p> <p>船長及びサーファーは、本事故当時までウェイクサーフィンを経験したことがなく、同サーフィンの講習を受けたことがなかった。</p> <p>サーファーは、本事故当時、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>一般社団法人日本ウェイクサーフィン協会によれば、ウェイクサーフィンを行う際の注意事項は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船外機及び船内外機を使用した船舶では、サーファーが推進器に巻き込まれる危険があるのでウェイクサーフィンをしないこと。</li> <li>・ 乗船者は、全員が救命胴衣を着用すること。</li> <li>・ サーファーは、ウェイクサーフィンを行う際にはサーフィンボードと自身が衝突し、また、リーシュコードが身体に絡まる可能性があるため同コードを装着しないこと。</li> </ul> <p>(写真1 本船の船尾部、写真2 本件割りピン付近の状況 参照)</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり なし</p> <p>サーファーの死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、観音埼灯台北東方沖において漂流中、サーファーが、推進器に巻き込まれる危険があることを知らずに右舷機の推進器周辺に接近した際、本件割りピンに海水パンツが絡んだことから、身動きが取れず、顔を海面上に出せなくなり溺水したものと考えられる。</p> <p>船長及びサーファーは、ウェイクサーフィンを行う際の注意事項を知らなかったことから、船内外機を使用した船舶でウェイクサーフィンを行ったものと考えられる。</p> <p>サーファーは、パドリングして本船に接近した際、視界から消えたことを同乗者Aが認め、また、同乗者A及び同乗者Bが、リーシュコードが付いた状態のサーフィンボードが海面に上がってきたのを見たことから、リーシュコードが推進器に巻き込まれ、サーフィンボードとともに海中に没した可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船は、サーファーのインナーパンツの紐が臀部に食い込んだ状態であったことから、サーファーが水没して本件割りピンに海水パンツが絡んだ際、右舷機の推進器が遊転していた可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、観音埼灯台北東方沖において漂流中、サーファーが、推進器に巻き込まれる危険があることを知らずに右舷機の推進器周辺に接近した際、本件割りピンに海水パンツが絡んだため、身動きが取れず、顔を海面上に出せなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>

<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ウェイクサーフィン、船外機及び船内外機を使用した船舶では行わないこと。</li><li>・ ウェイクサーフィンを行う前には、講習等を受けて救命胴衣を着用すること、及びリーシュコードを装着しないことなど安全に関する情報を入手すること。</li><li>・ 船長は、ウェイクサーフィンを始める前にはサーファーに救命胴衣を着用させるなど安全に対する注意喚起を行うこと。</li></ul>
-----------	--

付図1 事故発生場所概略図

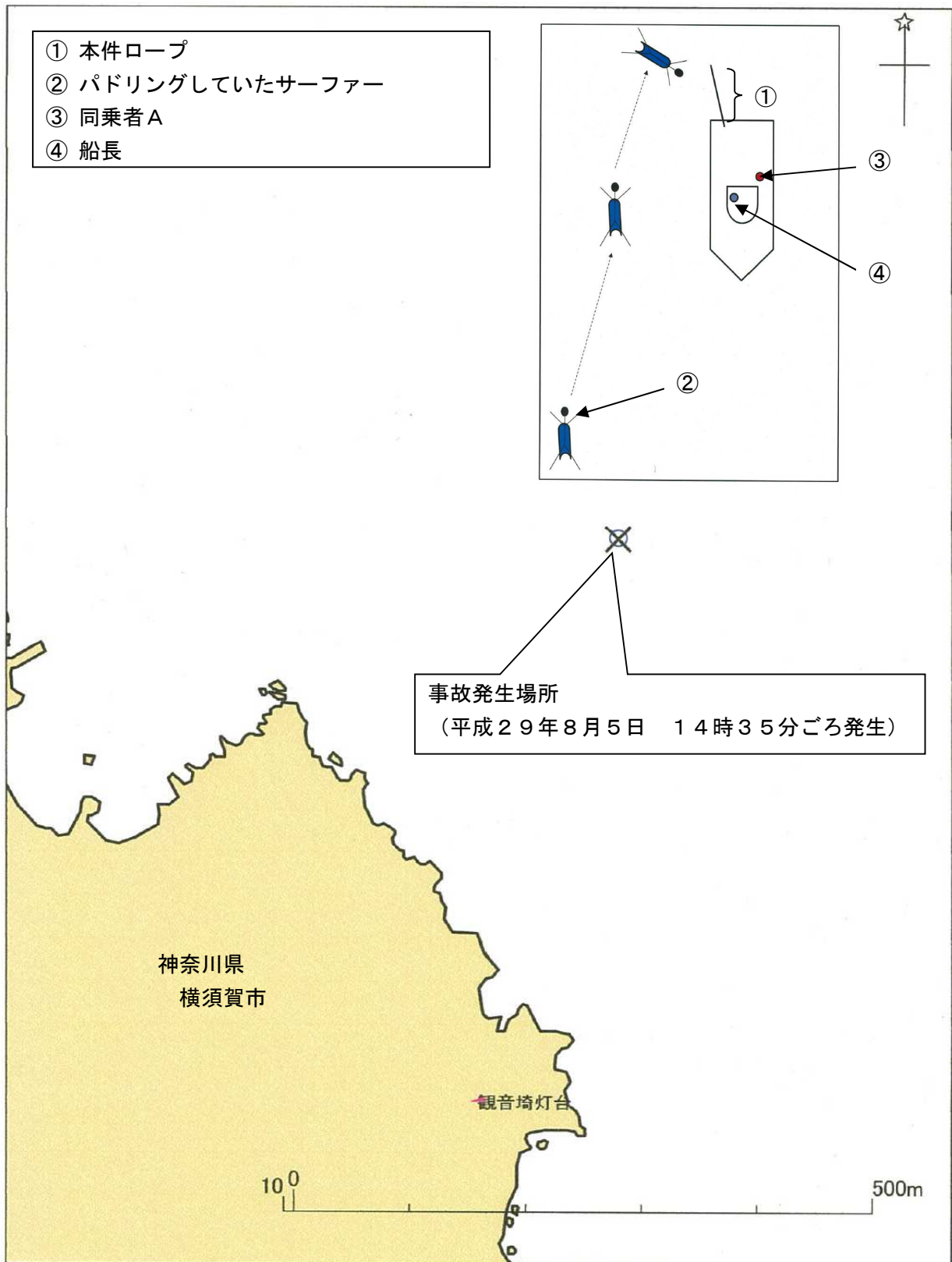


写真1 本船の船尾部

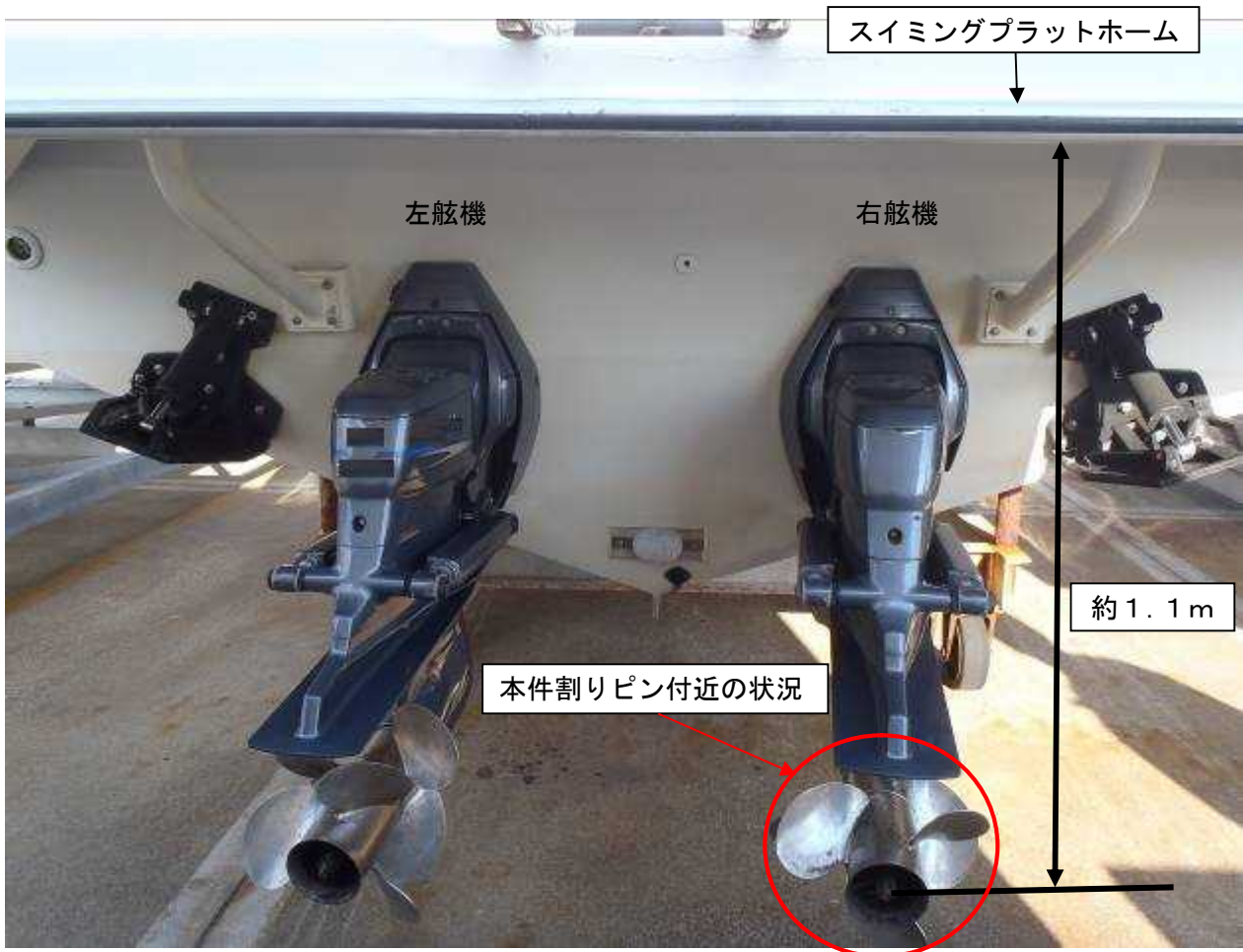


写真2 本件割りピン付近の状況

